

## 「彦根市認定地域クラブ活動指導者」登録制度

### 1. 目的

この指導者登録制度（以下「本制度」という。）は、彦根市認定地域クラブ活動（以下「認定クラブ」という。）において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、認定クラブで指導を行うために必要となる登録等に関する基準を示すものである。

### 2. 定義

本制度に基づき、彦根市に登録された指導者を「彦根市認定地域クラブ活動指導者」（以下「認定指導者」という。）と呼ぶものとする。なお、認定クラブで指導しようとする者は、本制度への登録が必須となる。

### 3. 登録要件

認定指導者の登録は、次のすべての要件を満たす者に対して行う。

- （１）学校部活動を継承する認定クラブでの指導に必要な資質・能力を備えた 18 歳以上の者（高校生は除く）
- （２）次のうち、いずれか 1 つを満たしている者
  - ① JSPO 公認スポーツ指導者資格等の指導資格を有していること
  - ② 教育職員免許状を有し、学校部活動や地域クラブでの指導経験があること
  - ③ 学校部活動において、部活動指導員としての指導経験があること
  - ④ 指導を希望する競技等の活動経験があり、彦根市が認める認定指導者向けの研修を受講していること
- （３）次の欠格要件のいずれにも該当しない者
  - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 暴力団あるいは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
  - ③ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

### 4. 登録申請

登録を希望する者は、彦根市認定地域クラブ活動指導者登録申請書を彦根市に提出するものとする。

## 5. 審査および認定

彦根市は、登録申請者について上記3の要件に基づき審査の上、当該要件を満たした者を認定指導者として登録する。必要に応じて、認定申請者へ電話やメール、訪問によるヒアリングなど所要の調査を行うことができる。

登録の有効期間は、最長4年間（登録年度の翌々年度末まで）とする。

## 6. 変更の届出および辞退

認定指導者は、申請事項に変更があったときや、登録要件を満たさなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、速やかに彦根市に届け出なければならない。

## 7. 登録の取消

彦根市は、認定指導者に次の事実が確認された場合は、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 上記6の規定により、認定指導者から辞退の届出があったとき
- (2) 上記3の要件に該当しなくなったと認めるとき
- (3) 虚偽又は不正の方法により登録を受けたことが判明したとき
- (4) その他、認定指導者として適当でないと認めるとき

## 8. その他

登録の実施に関して必要な事項は別に定める。